

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市古高松土地改良区から役員  
の退任について次のとおり届出があった。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	稲田 稔	高松市新田町甲700番地1	平成19年11月30日